

川崎市自治功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等を表彰し、もって住民自治の振興と発展に寄与することを目的とする。

(表彰の基準及び表彰者数)

第2条 表彰は、町内会・自治会長等の職に通算10年以上就き、地域住民の福祉増進及び住民自治の振興に係る実践活動を行い、他の模範として、表彰に値する者とする。

2 表彰者数は、毎年度これを定める。

(表彰候補者の推薦)

第3条 表彰候補者は、前条第1項に規定する表彰の基準に該当する者のうちから区長が推薦する。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、市長が決定する。

2 市長は、前項の規定により被表彰者を決定しようとするときは、被表彰者の選考を川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）第2条の規定により設置された川崎市自治功労賞選考委員会（以下「委員会」という。）に諮問し、前条に規定する表彰候補者のうちからこれを決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が賞状及び副賞その他を授与して行う。ただし、被表彰者が表彰前に死亡したときは、その賞状及び副賞その他はこれを遺族に贈呈する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として毎年1回とする。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課において処理する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年11月8日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成元年10月9日から施行する。

附 則

この改正要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成11年8月20日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年8月24日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年9月9日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。